

耐震改修の補助金を増額します！

令和6年4月から

上限 **140万円**

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された住宅が改修補助金の対象となります。診断・設計・改修には補助制度がありますので、住宅耐震化をぜひご検討ください。

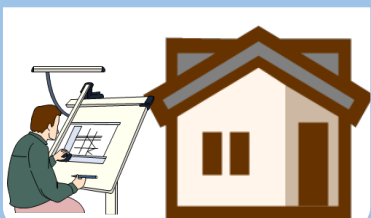
～耐震改修の流れ～

①耐震診断 無料



無料で耐震性の調査ができます。あらかじめお問い合わせください。
※早く耐震改修を進めたい方は①耐震診断を省略し、②耐震設計から耐震化を進めることができます。
お問い合わせ先
危機管理課 ☎ : 0889-26-1231

②耐震設計 補助上限額30万5千円



- 1.所有者が業者を選定してください。
- 2.町へ【補助事業認定申請書】を提出してください。
- 3.町が【補助事業認定通知書】を発行します。

③耐震改修 補助上限額140万円



- 4.耐震設計・改修の着手
※必ず【補助事業認定通知書】を受領してから着手してください。
- 5.しゅん工(耐震化の完了)

お問い合わせ先
建設課 ☎ : 0889-26-1113

※補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。